

# 会社は7万円で作れる！！

「合同会社」は7万円あれば設立が可能です。

## 【株式会社と合同会社の違い】

	株式会社	合同会社
商号	株式会社	合同会社
代表者	代表取締役	代表社員
信用度	高い	株式会社より低い
内部自治	法律上の規制が多い	定款自治
役員の任期	2年（最長10年）	なし
決算公告義務	あり	なし

## 【株式会社と合同会社の共通点】

- ・最低資本金が1円以上
- ・出資者は間接有限責任
- ・節税メリットは同様

## 【株式会社と合同会社の会社設立費用】

	株式会社	合同会社
定款認証	約52,000円	—
定款印紙税	0円 ※電子定款の場合 代行費用 約5,000円 (通常 40,000円)	0円 ※電子定款の場合 代行費用 約5,000円 (通常 40,000円)
設立登記（登録免許税）	150,000円～ (資本金×0.7%)	60,000円～ (資本金×0.7%)
登記事項証明書・印鑑証明書	1,050円	1,050円
法人代表印	実費	実費
合計	約208,050円～	約66,050円～

## 【会社設立のメリット・デメリット】 (メリット)

- ・信用力が増す
- ・節税になる
- ・個人資産の差し押さえを受けない
- ・決算日を自由に設定できる

## (デメリット)

- ・毎年住民税均等割7万円が発生する
- ・事務負担が増える
- ・社会保険へ加入する義務がある

# 会社設立の手順 と 会社運営上の必要手続

## 合同会社設立の手順

### 1 定款作成

(絶対的記載事項)

- ・ 商号
- ・ 目的
- ・ 本店所在地
- ・ 社員の氏名及び住所
- ・ 社員が有限責任社員であること示す記載
- ・ 社員の出資の目的と出資の価額

### 2 出資金の払込

※ 1円でも可

### 3 設立登記の申請

- 法務局へ書類を提出  
(必要書類)
- ・ 登記申請書
  - ・ 定款
  - ・ 資本金の払い込み証明書
  - ・ 印鑑届出書 etc.

### 4 各種書類の提出

- 税務署へ設立届出書等を提出  
北海道税事務所、市町村へ設立届出書を提出  
年金事務所へ新規適用届を提出  
(労働基準監督署/ハローワークへ届出書を提出)

⇒ 1～2週間程度で登記が完了

※ インターネットで簡単に作成できるサイト有

## 年間の会社運営手続 (3月決算の会社の場合)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	※
			・ 社会保険定時改定の手続					・ 年末調整	・ 法定調書提出				・ 法人税申告/納付	
			・ 労働保険料納付						・ 償却資産税申告/納付				・ 消費税申告/納付	
			・ 源泉所得税 (納期の特例)						・ 源泉所得税 (納期の特例)					

※ 法人税、消費税の申告は決算期末から2ヵ月